

「三重県都市計画基本方針」の案に対する意見募集結果

1 意見募集期間

平成29年1月20日（金）～平成29年2月20日（月）

2 意見数

3件

標題の意見募集に対し、お寄せいただいた意見とそれに対する県の考え方を、下記表のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回、ご意見をお寄せいただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方	対応
1-1	<p>第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理</p> <p>4 課題の整理</p> <p>(2) 現行マスタープランの検証からみた課題</p> <p>⑤県民が主役の地域づくり</p>	<p>第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方</p> <p>1 三重県の都市づくりの方向</p>	
	<p>・「民間企業等の活力を取り込み」との記載について、どのように取り込むことを想定しているのか、具体の手法や考え方を明らかにしてはどうか。</p>	<p>表 3-1 都市づくりの方向と主な取組 ■都市機能の効率性と生活利便性の向上や■産業振興による地域活力の向上などにおいて、民間企業等の活力を取り込む取組を次のように想定しており、その趣旨を記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地において、立地適正化計画制度を活用し、医療・福祉・商業等の民間の生活サービス施設を誘導し快適な生活環境の実現をめざします。</li> <li>・東海環状西回りをはじめとする高速道路網の整備等で向上する物流アクセスを生かし、工業系土地利用誘導ゾーンに係る運用見直しなどにより、既存企業の事業拡大や新たな企業立地を促進します。</li> </ul>	①
	<p>・「県民との協働による」との記載について、県は県民とどのように協働してまちづくりを行うのか、具体の手法や考え方を明らかにしてはどうか。</p>	<p>表 3-1 都市づくりの方向と主な取組 ■県民と共に考える地域づくりにおいて、次のとおり考え方を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重特有の景観など地域の個性を活かしたまちづくりについて、県民参画の取組を引き続き進めることとしています。</li> <li>加えて、次のとおり県民との協働の考え方を追加して示します。</li> <li>・都市計画区域マスタープランや市町都市計画マスタープランについては、地域特性に応じた計画とするため、その策定過程において、地域住民等の意見を聴取し反映するよう努めることとします。</li> </ul>	②

1-2	<p>第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方</p> <p>2 三重県がめざす都市構造</p> <p>(1) 変革の観点</p> <p>③都市活力の観点</p> <p>(2) 特性に応じた集約型都市構造の形成について</p> <p>③市街地の範囲</p> <p>・「地域経済を持続させるため、新たな工業系産業用地等」との記載や、幹線道路やICへの企業誘致の促進を図る図示について、商業系の土地利用への考え方は含まれているのか。</p> <p>大規模商業施設を誘致すれば広域的な地域経済圏を構築でき、交流人口も生まれると考えられ、IC周辺を含め郊外への大規模商業施設の立地の考え方を明らかにしてはどうか。</p>	<p>第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方</p> <p>3 都市計画区域マスタープランについて</p> <p>(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方</p> <p>Ⅲ 主要な都市計画の決定方針</p> <p>において、次のとおり商業系土地利用の考え方を追加して示します。</p> <p>・③産業に関する土地利用の考え方</p> <p>都市計画区域マスタープランにおいて、産業に関する土地利用の基本的な考え方を以下に示します。</p> <p>a. 商業系土地利用</p> <p>商業系土地利用については、生活サービスが効率的に提供されるよう、既存の商業施設の規模や配置状況を勘案し、必要な施設を維持・誘導します。</p> <p>商業施設のうち、新たな大規模集客施設については都市計画区域マスタープランに位置づける広域拠点における商業地域や近隣商業地域のなかで、鉄道駅等から約1kmの範囲に立地誘導し、それ以外の場所では原則抑制します。</p> <p>既存の大規模集客施設については、必要に応じこれを維持します。</p>	②
2	<p>・中勢地域に、北勢地域にあるような大型商業施設が無い場合、どこであれば開発ができるのか。</p> <p>交通の便が良い高速道路インターチェンジの周辺への開発をしたい場合、考え方はどうか。</p>	<p>・開発の希望や地域における開発の可否は、個別具体的な相談のもと判断していくことになり、本方針へは記載しないこととします。</p> <p>なお、第3章に、県で共通する商業系土地利用の考え方を追加して示します。</p>	③

【対応凡例】

- ①「三重県都市計画基本方針」に考え方を記載済のもの
- ②ご意見をふまえ、「三重県都市計画基本方針」に考え方を反映するもの
- ③個別事案等、「三重県都市計画基本方針」に考え方を反映しないもの